

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

〔平成 10 年 3 月 13 日〕
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、適正な附属機関等の設置及び委員の選任並びに透明で公正な附属機関等の会議の運営を確保することにより、附属機関等の審議の活性化を図るとともに、政策形成過程への市民参加の機会を拡充し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により法律又は条例に基づき設置する附属機関及びこれに類するもので要綱等に基づき設置する合議体
- (2) 局長等 札幌市事務分掌条例（昭和 46 年条例第 40 号）第 1 条に掲げる室、局及び消防局、水道局、交通局並びに病院局長、教育長並びに区長（附属機関等の設置）

第 3 条 附属機関等を新たに設置しようとする場合は、他の附属機関等と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないよう、必要最小限の設置にとどめるものとする。

2 附属機関等を新たに設置しようとする局長等は、附属機関等設置事前協議書（様式 1）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

(附属機関等の設置等の見直し)

第 4 条 附属機関等の庶務を所管する局長等は、次の各号のいずれかに該当する附属機関等については、廃止、統合等の見直しを図るものとする。

- (1) 設置当初の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (4) 設置目的が他の附属機関等と類似し、又は所掌事務が他の附属機関等と重複しているもの

2 前項の規定に基づき、廃止又は統合を行った場合は、附属機関等廃止・統合通知書（様式 2）により、総務局長へ報告するものとする。

(附属機関等の委員の選任)

第 5 条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的に応じ、市民の幅広い意見又は専門的視点からの意見の反映を図るため、次のとおり行うものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切

な人材を選任すること。

(2) 女性委員の登用については、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（平成元年３月２８日市長決裁）によること。

(3) 委員を再任する場合は、任期の通算が３期（任期が３年以上の委員にあつては、２期）を超えないこと。

(4) 複数の附属機関等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、４機関までとすること。

(5) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。

(6) 委員は、市議会議員及び市職員から原則として選任しないこと。

(7) 設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施すること。

２ 前項の規定は、法令又は条例に定めるところにより、委員の資格に関し特別の条件が付されている場合で、委員の選任につき選択の余地がない場合は、適用しない。

３ 第１項第３号及び第４号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 選任しようとする委員が当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合

(2) 選任しようとする委員以外に、当該附属機関等の委員として必要な専門的な知識又は経験を有する者がいないこと等特別の事情があると認められる場合

４ 第１項第７号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(1) 行政処分に関する審議等を行う場合

(2) 審議等に専門的な知識が必須である場合

(3) 前２号に掲げるもののほか、附属機関等の所掌事務及び審議事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められる場合

５ 附属機関等の庶務を所管する局長等は、委員を選任しようとするときは、附属機関等委員選任事前協議書（様式３）及び附属機関等委員予定者名簿（様式４）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

６ 附属機関等の庶務を所管する局長等は、委員を選任したときは、附属機関等委員名簿（様式５）を総務局長に送付するものとする。

７ 附属機関等の庶務を所管する局長等は、附属機関等の委員が任期の中途において退任した場合は、速やかにその旨を総務局長に報告するものとする。

（附属機関等の情報提供）

第６条 附属機関等の運営に当たっては、市民への情報提供を推進するため、次の事項に留意するものとする。

(1) 附属機関等の所掌事務、審議事項等の情報を公表すること。

- (2) 附属機関等の会議の公開及び非公開については、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第21条の規定に従い、当該附属機関等においてあらかじめ決定すること。
 - (3) 附属機関等の会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公表すること。
 - (4) 附属機関等の会議については、会議録を作成のうえ公表すること。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しない。
- 2 附属機関等の委員を公募する際には、公正かつ透明性の高い選任が行われるよう、次の事項に留意するものとする。
- (1) 応募資格、応募方法、選考方法その他必要な事項を記載した募集要項を作成し、あらかじめ広報すること。
 - (2) 応募機会を拡大するための、様々な情報提供手段による広報に努めること。
 - (3) 選考の基準及び手順等の選考経緯を公表すること。

（委任）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定は、平成10年10月1日以後の附属機関等の委員の選任について適用する。
- 3 札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱の一部を次のように改正する。
 - (1) 第2条中「要綱で」を「要綱において」に、「法律又は条例に基づき設置する附属機関」を「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成10年3月13日市長決裁）第2条に規定する附属機関等」に改める。
 - (2) 第5条第1項中「市民局長と審議会等委員の選任に係る事前協議書（様式1）及び女性委員予定者名簿（様式2）により」を「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に定める様式により市民局長と」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「事前協議の」を加え、「事前協議結果通知書（様式3）により」を削り、同条第3項を削る。
 - (3) 様式1から様式3までを削る。
- 4 前項の規定による改正後の札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱第2条及び第5条の規定は、平成10年10月1日以後の審議会等の委員の選任について適用し、同日前の審議会等の委員の選任については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日一部改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月25日一部改正）

この要綱は、平成１３年６月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月３１日一部改正）

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日一部改正）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３０日一部改正）

１ この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

２ 改正後の第５条第１項第３号の規定は、平成２１年１０月１日以後に行われる附属機関等の委員の選任について適用し、同日前に行われる附属機関等の委員の選任については、なお従前の例による。

３ 第６条第１項第４号の規定は、平成２１年４月１日以後に開催される附属機関等の会議について適用し、同日前に開催される附属機関等の会議については、なお従前の例による。